

令和 6 年度

社会福祉法人浜中福社会
事業計画書

社会福祉法人浜中福社会

目 次

はじめに

◎社会福祉法人浜中福社会 基本理念……………サービス提供の基本方針
職員へのケア方針
令和6年度年間目標

◎法人本部事業計画……………3

◎特別養護老人ホーム事業計画……………9

◎短期入所生活介護事業(介護予防)計画……………12

◎デイサービスセンター事業計画……………13

◎居宅介護支援事業所事業計画……………17

はじめに

令和5年度は、コロナウイルス感染症が5類に分類されるニュースから始まりましたが、浜中町内では現在も一定数の感染者が確認されております。特別養護老人ホームハイツ・野いちごでは、11月に2回目、令和6年2月に3回目のコロナウイルス感染症クラスターが発生し、皆様におかれましては、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしました。世界を見渡しますと、ウクライナやイスラエルの戦争など不穏な状態が続いており、そのことが要因で物価や燃料価格の高騰など、国民生活を脅かす事態となってきております。新年には、能登半島地震で甚大な被害を受けたことを聞き、本当に残念でなりません。被災された方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和6年度社会福祉法人浜中福祉会の事業計画は、令和5年6月に改選された役員体制での新しい船出となっております。物価や人件費の高騰などで経営が圧迫されている中、今まで以上に創意工夫が求められていると感じております。また、高齢化社会に突入し介護サービスの重要性が増す中、老朽化してきている施設や設備の更新も急務となっており、そのための施策や方法を検討しなくてはならない時期に来ております。難しい時代に突入し難しい経営判断が求められる中、役員、職員一同一丸となり、今まで以上にきめ細やかなサービスを提供し、利用者様やそのご家族様に安心して利用していただける施設を目指し、誠心誠意取り組んでまいります。

理事長 安藤 義幸

基本理念

「その人がその人らしく」

サービス提供の基本方針

- 1 その人らしい生活を支えます。
- 2 利用者の尊厳を守ります。
- 3 利用者の安全、安心、自由を高めます。

職員のケア方針

- 1 利用者を、人生の先輩として尊敬の心をもって接します。
- 2 利用者が安全に安心して生活できるように努めます。
- 3 利用者には、いつも笑顔と優しい心をもって接します。
- 4 利用者の生きがいや楽しみを、一緒に見つけるように努めます。
- 5 利用者のために、頭を使い、体を使います。

令和6年度年間目標

- ・“互いを思いやる心”を常に忘れないよう努力します。
- ・信頼しケアを任せてくださるご利用者、ご家族や、共に働く仲間へ感謝し笑顔で接します。
- ・ご利用者のその人らしいのために、誠心誠意取り組みます。

「誠心誠意」

～ 誠をもって相手に接する正直な心～

法人本部事業計画

基本方針

- 1 社会福祉法人としての公益性を踏まえた事業展開に努めます。
- 2 利用者の尊厳の保持と自立を目指し、職員の資質向上に努めます。
- 3 施設設備、備品の需要を確認し整備、更新を図ります。
- 4 職員の確保と定着を目指し、働きやすい職場作りに取り組みます。
- 5 職員のスキルアップのため、研修機会の提供を図ります。
- 6 地域活動に参画し、地域に信頼される事業所を目指します。

重点項目

1 定款及び諸規則・規程等の遵守

定款及び諸規則・規程の整備とこれを遵守した事業運営を行います。

2 評議員会及び理事会の開催

法人の健全な運営、業務の適正な執行のために、評議員会及び理事会を適時・適切に開催し民主的な取り組みを進めます。

3 内部監査の実施

四半期ごとの監事監査及び決算監査を実施し、業務の執行状況と各事業区分経理状況の適正な報告に努めます。

4 役員研修機会の提供

役員研修会への参加を図り施設運営の根幹を整えます。

5 施設、備品整備計画の推進

施設の補修及び備品整備(更新)を計画的に進めます。

6 施設運営の重点項目

(1) 利用者の尊厳

ご利用者の尊厳、人権、自己決定を尊重して、その人らしく生活できる環境を提供します。そのために、ご利用者やそのご家族のニーズの把握に努め、希望や要望に沿った生活援助を行います。

(2) 介護技術の向上

介護・生活援助に必要な科学的に実証された専門知識、技術の習得を促進するために、対象職員と研修目標を明確にした研修会への参加促進を行います。

(3) 業務の効率化

備品、設備等の初期の不具合を見逃さず、早期に修理することで修理費の軽減を図ると共に

業務の効率化に努めます。車両の使用前の整備点検を心がけ、不良個所の早期発見に努めます。ICTを活用し、職種間の記録管理の共有、効率化や事務の簡素化を図ります。

(4) 職員の処遇改善

キャリアパス制度に基づいた適正な人事管理を推進し、職員の処遇改善に努めます。

(5) 苦情解決体制

ご利用者やご家族等からの苦情・苦言、要望などに対して速やかかつ適切な対応で理解と信頼確保を図ると共に、サービスに対する満足度を高めるよう努めます。

(6) 非常災害対策

業務継続計画(BCP)に基づき、施設の非常災害計画と連動し火災及び自然災害を想定した自衛消防・避難訓練・救急救命技術の向上に向けた研修・実技訓練を実施します。また、不測の事態に備え、非常災害に対応した備品等の整備、点検を進めます。

◎自衛消防・避難訓練 2回/年 ◎救急救命実習 1回/年

(7) 感染症対策

流行性の感染症発生が懸念される場合、感染症対策委員会を随時開催し、業務継続計画(BCP)に基づき施設内の対策を徹底するとともに、施設全体の保全のため入所制限、面会制限など必要に応じた対策を講じます。また、職員にも健康管理の徹底を指示していきます。

(8) 体験学習への協力と就業支援事業の展開

小・中・高校生の体験学習、新任教職員の実習などへの協力をを行い、介護技術・援助技術の指導を行うなど、高齢者介護や介護老人福祉施設への理解が深まるように努めます。

外国人介護技能実習生については、引き続き介護福祉士の資格取得に向けた支援や生活面での支援、日本人と同等に働けるよう就労環境を整備していきます。また、新たに介護職員として就業を希望する方には、就業支援金支給制度を引き続き実施していきます。

(9) 地域との交流と協調

誕生会や各種行事の協力として、地域のボランティア団体、学校等に参加をお願いし、交流を深めるほか、行政や各種団体との連携が深められるよう努めます。また、各種イベントを機会にご利用者、職員の参加を促進し、地域との相互交流を図り、開かれた施設運営に努めます。

◎開所記念行事 1回/4月

◎野いちご夏祭り 1回/7月

◎敬老会 1回/9月

◎餅つき行事 1回/12月

◎誕生会 月1回/年間

◎ボランティア受入 随時/年間

◎地域の祭り見物 随時/年間

◎移動売店 随時/年間

法人・施設等の会議及び委員会機構図

評議員選任・解任委員会

- ・評議員選任・解任委員
- ・開催：4年に1回、改選時及び欠員時随時)

評議員会

- ・評議員、理事長、法人事務局
- ・開催：定例2回、随時

理事会

- ・理事、監事、法人事務局
- ・開催：定例4回、随時

監事監査

- ・監事、法人事務局
- ・開催：四半期に一度

管理職会議

- ・開催日程：管理職会議：月1回

苦情解決委員会

- ・苦情解決委員・開催月（随時）

入所判定委員会

- ・開催月（6・9・12・3月・随時）

職員全体会議及び職員研修会

- ・職員全体会議：全職員・随時（年1回以上）
- ・職員研修会：全職員・随時

定例委員会

- ・給食運営委員会・事故防止委員会・身体拘束廃止委員会・感染症対策委員会
- ・褥瘡予防対策委員会・高齢者虐待防止委員会
- 給食運営会議：月1回 事故防止委員会：月1回
- 感染症対策委員会：月1回または随時 褥瘡予防対策委員会：月1回
- 身体拘束廃止委員会、高齢者虐待防止委員会：3か月に1回または随時

特養・生活介護課

特養・総務課

通所介護支援課

居宅介護支援事業所

- ・サービス担当者会議
- ・主任レベル会議
- ・その他委員会

- ・サービス担当者会議
- ・行事に関する会議

職員研修計画

月間計画	名称/主催者等/実施場所又は実施方法/対象者
4月	・職場研修担当者(OJT)養成研修/北海道社会福祉協議会/札幌市/研修担当候補者
5月	・福祉専門職キャリアアップ研修(3年未満)/北海道社会福祉協議会/札幌市/初任介護職員
6月	・新任施設相談員研修/北海道社会福祉協議会/札幌市/生活相談職員
7月	・新任相談援助職員研修/北海道社会福祉協議会/オンデマンド配信/生活相談員 ・介護職員専門研修Ⅰ(3年以上)/北海道社会福祉協議会/オンデマンド配信/介護職員 ・福祉職場における感染症対策研修/北海道社会福祉協議会/オンデマンド配信/介護主任レベル ・感染症予防研修/野いちご内部研修/オンデマンド配信/介護職員
8月	・新任介護職員研修(3年未満)/北海道社会福祉協議会/オンデマンド配信/介護職員 ・介護職員専門研修Ⅱ/北海道社会福祉協議会/オンデマンド配信/指導的介護職員 ・相談援助職員専門研修/北海道社会福祉協議会/オンデマンド配信/生活相談員 ・介護職員等のための医療の基礎知識講座/北海道社会福祉協議会/オンデマンド配信/介護職員 ・虐待防止及び身体拘束適正化研修/野いちご内部研修/オンデマンド配信/介護職員
9月	・看護師専門研修/北海道社会福祉協議会/オンデマンド配信 /看護職員 ・経理・事務担当者専門研修/北海道社会福祉協議会/札幌市/対象職員 ・法人役員研修/北海道社会福祉協議会/オンデマンド配信/法人役員 ・高齢者・障害者虐待防止セミナー/北海道社会福祉協議会/オンデマンド配信/全職員 ・事故防止研修/野いちご内部研修/オンデマンド配信/介護職員
10月	・苦情解決システム研修会/北海道福祉サービス運営適正委員会/札幌市/苦情解決委員 ・通所ケアマネジメント研修/北海道デイサービス協議会/札幌市/介護職員(デイサービス) ・感染症予防研修/野いちご内部研修/オンデマンド配信/介護職員
11月	・看護師専門研修/北海道社会福祉協議会/札幌市/看護職員 ・栄養士専門研修(成人)(2年以上)/北海道社会福祉協議会/札幌市/栄養士
12月	・人事考課担当者養成研修/北海道社会福祉協議会/札幌市/対象職員
1月	・施設長専門研修(施設)/北海道社会福祉協議会/札幌市/施設長等 ・事故防止研修/野いちご内部研修/オンデマンド配信/介護職員
2月	・社会福祉法人経営セミナー/北海道社会福祉協議会/札幌市/法人役員 ・虐待防止及び身体拘束適正化研修/野いちご内部研修/オンデマンド配信/介護職員
3月	

施設内会議及び委員会等

(施設全体)

項目	主な討議内容	主な役割	構成職種等
職員 全体会議	・利用者、施設運営、職員等に関する事項を周知及び意見聴取、協議する (年1回以上)	・事業計画・事業報告に関すること ・制度改正、基本方針等の変更他 ・利用者、施設運営、職員関係	全職員
管理職会議	・利用者、施設運営、職員等に関する事項の協議 (月1回以上、必要に応じて随時)	・事業計画の策定に係ること ・事業報告に関すること ・制度改正、基本方針等の変更他 ・利用者、施設運営、職員関係	施設長、事務長、給食係長、生活相談係長、生活看護係長、生活介護係長、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、居宅支援事業所管理者、通所介護支援係長
給食運営 会議	・食事関係全般の見直し、改善等 ・全体行事の打ち合わせ (月1回)	・食事関係全般の見直し	施設長、事務長、給食係長、生活相談係長、生活看護係長、生活介護係長、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、居宅支援事業所管理者、通所介護支援係長
事故防止 委員会	・転倒等、事故防止について検討 ・抑制廃止に向けての検討 (月1回)	・転倒等事故防止に向けての検討 ・抑制廃止に向けての調査、検討 ・困難事例等の検討	施設長、事務長、給食係長、生活相談係長、生活看護係長、生活介護係長、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、居宅支援事業所管理者、通所介護支援係長
感染症対策 委員会	・感染症の予防について検討 ・感染症発生時の対応について検討 (3月1回)	・衛生管理、健康管理の徹底 ・感染症対策指針の作成、変更他	施設長、事務長、給食係長、生活相談係長、生活看護係長、生活介護係長、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、居宅支援事業所管理者、通所介護支援係長
高齢者虐待 防止委員会	・虐待の防止に関すること ・不適切なケアに関すること (3か月に1回または必要時)	・利用者の尊厳と安全の保持 ・職員の資質の向上とプロ意識の醸成 ・虐待防止の理解と撲滅への取り組み	施設長、事務長、給食係長、生活相談係長、生活看護係長、生活介護係長、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、居宅支援事業所管理者、通所介護支援係長
身体拘束 廃止委員会	・利用者の身体拘束廃止に関すること ・介護環境が適切であるかの検討 (3か月に1回または必要時)	・利用者の尊厳の保持 ・介護職としてのプロ意識の醸成 ・身体拘束の理解と廃止	施設長、事務長、給食係長、生活相談係長、生活看護係長、生活介護係長、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、居宅支援事業所管理者、通所介護支援係長

項目	主な討議内容	主な役割	構成職種等
入所判定 委員会	・特養入所申込者(待機者)の入所優先順位の協議、決定 (6、9、12、3月、随時)	・入所申込者に係る、資料等の収集 ・入所判定委員会の開催(資料作成他)	民生児童委員、町関係職員、施設長、事務長、生活相談係長、居宅管理者

(特 養)

項目	主な討議内容	主な役割	構成職種等
褥瘡予防 委員会	・褥瘡に対する知識の確認 ・褥瘡発生者への対応の仕方の共有化 (月1回)	・褥瘡の未然防止・早期改善	生活看護係長、生活介護係長、給食係長、生活相談係長、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員
サビ`担当 者会議	・利用者のケアプラン作成、見直し、再評価(モニタリング) ・利用者の健康状態の周知、検討(随時)	・利用者のケアプラン作成、見直し(介護支援専門員担当)	生活看護係長、生活介護係長、給食係長、生活相談係長、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員
主任レベル 会議等	・介護、看護業務内容の評価、検討各グループとの確認事項の周知 ・日常業務改善の見直し (月1回・随時)	・翌月の目標、業務連絡、行事について ・各委員会からの報告 ・クラブ、レク活動の報告 ・業務改善等について	生活看護係長、生活介護係長、生活相談係長、主任、副主任

(デイサービスセンター)

項目	主な討議内容	主な役割	構成職種等
サビ`担当 者会議	・通所介護計画の検討、評価 (月2回)	・より良いサービスへの見直し	通所介護支援係長、生活相談員、通所介護支援看護師、介護職員
行事に関 する会議	・行事日程、内容について	・行事日程、内容、行事食の決定	通所介護支援係長、生活相談員、通所介護支援看護師、介護職員

(研修教育)

新人 職員研修	・新人職員研修(施設概要、業務内容、制度関係、職員心構えなど(職員採用時))		施設長、生活介護係長、生活看護係長、生活相談係長、介護支援専門員、他
経験別 研修会	・経験に添った介護技術確認 (年1回または随時)	・習熟度確認、フォローアップ研修	経験年数別構成
施設内 研修関係	・施設外研修報告会 ・施設内研修会 ・救急救命講習	(随時) (随時) オンデマンド配信他 (随時) 浜中消防署から講師依頼	

主な施設設備・車輛及び環境整備、緊急活動計画表

月別	主な施設設備,車輛及び環境整備計画	月別	主な施設設備,車輛及び環境整備計画
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・電気工作物隔月点検 ・浄化槽保守点検 ・車輛必要物品、消耗品の補充 ・施設内外清掃 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用予備発電装置年次点検 ・浄化槽保守点検 ・電気工作物隔月点検 ・施設内外清掃 ・第2回自衛消防訓練
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動ドア点検調整 ・浄化槽保守点検 ・全車夏タイヤへ交換(上旬) ・施設周辺花壇整備 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽保守点検 ・全車冬タイヤへ交換(下旬) ・車輛必要物品、消耗品の補充
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・電気工作物隔月点検 ・浄化槽保守点検 ・第1回自衛消防訓練 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・電気工作物隔月点検 ・浄化槽保守点検
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽保守点検 ・特殊建築物定期報告検査 (防火戸、シャッター、ダンパ等) ・特殊建築物附属建築設備定期報告 検査(毎年)(非常用照明装置) 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動ドア点検調整 ・浄化槽保守点検 ・浄化槽設置状況検査 (北海道浄化槽協会)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・受水槽清掃、点検、水質検査 ・電気工作物隔月点検 ・浄化槽保守点検 ・ボイラー保守点検 ・地下重油タンク定期点検 (埋設配管漏洩検査) (地下タンク内部清掃) 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・電気工作物年次点検 ・浄化槽保守点検 ・ボイラー保守点検 ・ボイラー煤煙測定 ・救急救命講習
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー煤煙測定 ・消防用設備保守点検 ・自動ドア点検調整 ・浄化槽保守点検 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽保守点検 ・消防用設備保守点検

特別養護老人ホーム事業計画

これからの老人介護福祉施設サービスは、介護度の高い方や重度者ケアのために十分な知識とスキルに基づいた柔軟な対応が重要となり、根拠に基づいた幅広いサービスを提供できることが求められてきております。加えて昨今の様々な感染症へ対応も必要となり、介護以外の事柄への理解も必要となってきております。特別養護老人ホームハイツ・野いちごでは、これまで通り介護職員の質の向上と優良な人材の確保に取り組み、介護職としてのプロ意識を醸成できる環境を作っていきます。そして、ご利用者やそのご家族、地域に信頼されるサービスを提供する体制の構築のため、力を合わせて目指していきます。

【キャリアデザインと人材育成】

「介護福祉士」「介護支援専門員」などの資格取得とスキルアップへの支援と推奨。一部資格取得助成金制度の活用を支援。キャリアパス制度の活用や特別養護老人ホームハイツ・野いちご人材育成プランに沿った、職員のレベル別の研修を進め、介護職員の知識やスキルのアップが図られる職場環境を創造できるように努めます。

【施設サービス計画】

ケア記録支援システムの活用により、他職種との連携・情報共有を図りながら、今後もケアプランの充実を図ります。また、ご家族がサービス担当者会議へ参加する事の重要性について、理解が得られるよう、ご家族とのコミュニケーションの深化に努めます。

- 1) 他職種と連携したアセスメントにより、ご利用者個々に合ったわかりやすい内容のケアプラン作成に努めます。
- 2) ご利用者それぞれが、自分らしい生活を維持できるよう介護職員、機能訓練指導員及び看護師と連携し、情報の共有を密に行いながら身体機能の維持を目指します。
- 3) ケアカンファレンス・サービス担当者会議の半年毎の定期開催、必要時随時開催に努めます。また、ご利用者・ご家族へ会議への参加を働きかけると共に、参加が難しいご家族にはケアプラン内容の説明に留まらず、日常生活の様子について丁寧な説明を行います。
- 4) ケアのために各委員会を設置し、モニタリングやアセスメントを定期的実施していきます。
「ヒヤリ委員会」……ヒヤリハット報告書の集計結果の活用と対応策の検証。事故防止委員会との連携方法について検討。施設内の環境チェック
「排泄・体交委員会」・使用おむつの見直しに関する管理、統括。体位交換表の作成、周知の方法について検討
「入浴委員会」……入浴日の調整、入浴方法の検討と使用物品の管理、補充
- 5) 利用者個々のモニタリングやアセスメントを定期的実施していきます。
「縦割り班会議」……介護職員を縦割り班として構成し、担当するご利用者の情報共有を行い、ケアや生活環境、サービスの向上についての検討。

【介護サービス】

1) 担当受け持ち制

担当受け持ち制により、的確なニーズ把握と、きめ細やかなケアの提供に努めます。また、定期的な近況報告や行事参加の機会を通し、ご家族とのより良い関係づくりに努めます。

2) チーム制

介護職員を3つのチームに分け、リーダーを中心にケアに関する活動及び年間行事を持ち回りで担当します。

3) 食事

栄養士による栄養マネジメントのもとに食事を提供します。利用者個々のニーズに沿った食事内容や形態など、可能な限り希望に添った形で提供できるよう支援します。

4) 入浴

同性介助・入浴の時間帯・入浴回数など、ご利用者の希望に添えるよう努めます。また、ゆったりと入浴を楽しめるよう配慮すると共に入浴環境の改善に努めます。

5) 排泄

排泄介助(トイレ介助)はできるだけ同性の介護者が支援できるよう工夫します。やむを得ずオムツ使用となった際には、利用者個々の排泄パターンを把握した上で適切に交換します。また、安易なオムツの使用は行わず、出来る限りトイレでの排泄に向けた取り組みを継続していきます。

6) 口腔ケア

年1回、歯科医師による歯科検診を実施します。また、看護師の指導のもと、口腔内の清潔維持、誤嚥性肺炎の予防に努めると共に、必要時には歯科受診を行い残存歯の治療や義歯調整等により、おいしく安全に食事が出来るよう支援します。

7) 認知症ケア

ご利用者個々の生活習慣や希望・意向に添えるよう支援すると共に、BPSD(認知症に伴う行動と心理症状)への対応では、単なる“介護の困りごとの解決”に留まらず、隠れたニーズの把握や環境要因の改善に努め、認知症の方が安心して過ごせるよう寄り添います。また、適切な認知症ケアを行うため、外部研修会への参加や内部学習会を設けるなど認知症の理解を深めます。

【給食サービス】

栄養ケアマネジメントをもとに利用者の栄養管理を行い、栄養状態の改善・維持に努めます。食品の衛生管理を徹底する事と合わせて、対応できるソフト食を増やし、安全で安心な食事提供に努めます。

1) 栄養マネジメントを行い、ご利用者個々に合った食事提供に努めます。

2) 食事は適温で美味しく食べていただけるよう心がけ、色合いや食味に配慮していきます。

3) 新型コロナウイルス、インフルエンザ、食中毒予防のため、調理員の体調管理・大量調理施設衛生管理マニュアルに沿った衛生管理の徹底を図ります。

4) 使用する食材は、ご利用者に馴染みのある地元の食材をできるだけ取り入れ、季節を実感できる食事づくりに努めます。また、食べる楽しみを持っていただくために、行事食やおやつについても創意工夫に努めます。

【相談援助サービス】

1) 相談援助及び他職種との連絡・調整

ご利用者から直接、ご意見や要望、日常生活での困り事などを聴き取る機会を増やし、他職種と協働し改善解決へ向けた取り組みを行います。

2) ご家族との連携・交流

ご家族への近況報告や必要時の電話連絡や施設行事への参加、カンファレンス等を活用しサービス提供に関する要望を確認しコミュニケーションを深めていきます。また、ご利用者とご家族の面会の調整や交流の支援を行います。

3) 地域との交流

可能な限り地域住民との交流を通して施設と地域との関係づくりに努めます。

- ① ご利用者と保育園児・小学生児童との交流機会を多く持てるよう働きかけます。
- ② ご利用者の希望に沿い、商店街へ外出しての買い物や外食などの支援を行います。また、外出が難しい利用者の生活を豊かにするため、地域の商店の協力を頂き、デイサービスと調整をしながら施設内移動売店を実施します。
- ③ ボランティアを積極的に受け入れるにあたって、施設の求める作業活動等の情報を提供し、ボランティアと施設双方の活動充実を図ります。

【健康管理サービス】

疾病の早期発見・早期治療及び合併症の予防に努め、その人がその人らしく施設で安心して生活できるよう健康管理をしていきます。

- 1) 新規入所時の面接や健康診断を実施、ご利用者の健康状態を把握し、健康維持に努めます。
- 2) 毎朝、ご利用者の健康状態の確認を行い、状態に応じてバイタルチェックを行うと共に、異常の早期発見に努めます。
- 3) 他職種と連携し、ご利用者の健康状態の変化に速やかに対応し、状況に応じて医師の指示のもとに必要な処置を講じます。
- 4) 介護職を対象に異常の早期発見ができるよう緊急時の対応や疾患（心疾患、脳疾患）や症状について研修を行います。
- 5) 定期健診・結核検診（胸部レントゲン・血液検査）を年1回（5～7月）実施し、必要に応じて再検査等を行います。
- 6) インフルエンザ予防ワクチン接種は11月中に全ご利用者を対象に実施し、ショートステイのご利用者にはワクチン接種を推奨していきます。
- 7) 新型コロナワクチン接種については必要に応じ行うこととなりますが、当面は前年度をもって終了となっているので今後の国の動向により可能な限り接種していきます。
- 8) 状況の変化等が生じた際は、ご家族への速やかな連絡及び経過の説明を行います。

【機能回復訓練サービス】

ご利用者の方々の多くは、加齢や疾患等を原因とした認知機能の低下や身体機能の低下、関節拘縮等がみられます。それらは日常生活における「生活のしづらさ」につながります。機能訓練の継

続により、現存機能の維持が図られ、日常生活動作の低下や予防が行えるよう支援していきます。

- 1) 他職種と協働し、ご利用者の課題に取り組み「その人らしさ」を考えた支援を行います。
- 2) ご利用者それぞれの ADL にあわせてプログラムを作成し、歩行機能の維持に取り組みます。
- 3) 関節可動域運動を実施し、拘縮の予防、改善、疼痛緩和に努めます。
- 4) できるだけ多くのご利用者が集団で運動できるよう食事の時間前に嚥下機能の維持を目的とした発声練習やリハビリ体操を行い、心のリラクセスと利用者同士の交流時間を確保します。

短期入所者生活介護事業計画 (ショートステイ事業)

基本方針

要介護者が、住み慣れた自宅での生活を続けていくためには、介護者の心身の健康維持が不可欠であり、いつでも安心して利用できるレスパイト(息抜き)サービスが必要です。今年度も、一人でも多くのショートステイ利用希望者の要望に応えられるように努め、受け入れ態勢の充実を図ってまいります。また、ご利用者個々の状態を見極めながら、質の高いサービスを提供できるように誠心誠意努めていきます。

【サービス提供内容について】

- 1) 浜中町、近隣市町村在住の要介護認定を受けた要支援Ⅰ以上の方を対象とします。要介護度の利用限度額を超えた場合については、自費利用への移行など適切な対応により、ご利用者の受け入れを行います。
- 2) 介護者の急病等やむを得ない理由により緊急的に利用が望まれる際には、出来る限り調整し受け入れできるよう努めます。
- 3) 利用定員10人(専用ベッド10床=5室)とし、男女の相部屋はいたしません。
- 4) 介護保険法に基づいた送迎加算を算定し「玄関から玄関」を原則とし、入退所の送迎対応を行います。
- 5) 概ね4日以上サービスの提供にあたっては、介護支援専門員を中心として在宅ケアプランに沿ったケアプランを作成しサービス提供を行います。
- 6) 利用期間中はご利用者の健康管理に留意し、体調の変化等が見られた場合は速やかにご家族と連絡を取り対応をします。

デイサービスセンター事業計画

基本方針

『1人の人の人生』と共に歩んでいる事を認識し、その人の生活の質に目を向けたケアをしていきます。『危ないから』と行動を制限する事なく、本当の『自立』に向かうための支援を行います。『自己実現』=やりたいこと、『自立支援』=できる事とし、それらを具現化する為に、専門職としての関わりを追求していきます。利用者や家族はもちろんの事、職員一人ひとりも目標の達成に喜び、自然と笑顔がこぼれるデイサービスを目指し、求められる福祉サービス事業を展開していきます。

【サービス提供内容について】

ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、ご利用者の意思及び人格を尊重した目標を設定します。目標を達成するため、ご利用者及びそのご家族の同意の下に居宅サービス計画の内容に沿った通所介護計画を作成し、これに基づいたサービスを提供するほか、提供した通所介護サービスの評価を行い、常にその改善を図るものとします。

- (1) ご家族との情報交換家族と密接に連絡をとりあい、ご利用者の自立を促進させ持続するよう支援します。
- (2) ご利用者の ADL の変化に合わせた機能維持プログラムを作成し、ご利用者が楽しみながら参加できるように配慮に努めます。趣味、娯楽等においても、ご利用者のニーズに合わせたプログラムを作成するよう努めてまいります。

【事業内容について】

要介護及び要支援状態になったご利用者が、可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び身体の維持、並びにそのご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

1) 利用対象者

通所介護事業は、要介護認定を受けた方で浜中町、根室市厚床及び厚岸町トライベツの区域内。日常生活支援総合事業第1号通所事業サービスは、浜中町居住で要支援認定を受けたご利用者。

2) 提供サービスの種類

生活相談・日常生活動作訓練・健康チェック・送迎・入浴サービス・食事サービス・口腔体操・レクリエーション

3) 利用定員 1日につき 30名

4) 利用料

介護報酬の告示上の額を原則とし、介護保険給付費以外の提供サービス料金等については、別に定める額。

【各種サービスについて】

(1) 生活相談

ご利用者及びそのご家族から、生活・医療・福祉などの相談があった場合、常に親切丁寧に対応できるよう職員の資質向上を図ります。また、必要に応じて各関係機関との連絡調整を行い、当該利用者に係る情報を的確に把握し、適切な相談活動を展開していきます。

(2) 日常動作訓練・機能訓練

日常動作訓練は通所介護プランに基づくものとしつつ、ご利用者それぞれの身体状況に配慮したレクリエーションや、生活の中でのリハビリ、体操等も取り入れ創意工夫あるものとしします。また、機能訓練では、歩行練習や体操等を取り入れ筋力低下予防に努めます。

(3) 健康チェック

ご利用者の心身の状態把握と投薬・通院状況を確認し、利用者自身が健康管理を行えるよう支援します。ご家族の意識付けを促進させながら、初期の段階での健康状況を把握するよう努め、必要に応じた連絡体制を構築します。また、町内に感染症が発生した場合、ご利用者への影響、施設等への負担を考慮し、内部で検討のち利用制限や営業自粛など適切な対応を講じます。

(4) 送迎

交通法規を遵守し安全かつ合理的・効率的な運行に努め、ご利用者の乗降に関しては十分配慮して無理のない送迎に努めます。又、負担軽減のため乗車時間の調整に努めます。

車両内外の清掃の徹底を図り、ご利用者がより快適に乗車できる様努めます。

(5) 入浴サービス

ご利用者の身体状況を考慮し、一般浴槽を利用できない方については、特殊浴槽を利用するなど、安心して入浴できるよう環境づくりに努めます。また、着脱衣介助による身体状況の把握、入浴中の観察により健康面・衛生面への助言を行ってまいります。

(6) 食事サービス

健康管理、栄養管理に配慮し栄養士が作成する献立により、食べる楽しみ、季節感・新鮮味を味わえる食事の提供に努めます。又、季節ごとの行事の折には、特別メニューの提供にも努めます。食事摂取前に口腔体操を取り入れ、咀嚼や嚥下機能の低下予防に努めます。

(7) レクリエーション活動

「運動系レク」「手工芸系レク」「料理・喫茶系レク」「頭脳系レク」の4つの大まかなレクリエーション活動に分類し、ご利用者様が選択し参加出来る様努めます。楽しいだけではなく、脳と身体、心のリハビリテーションになり生活意欲向上につながるよう支援します。又、ご利用者の有する能力や可能性を最大限に活用し、一人ひとりの在宅生活につながる様支援し、心身機能の維持、活性化及び認知症予防を図ると共にご利用者の個別性を尊重します。

令和 6 年度 デイサービスセンター事業

行事計画書

年 月	行 事 予 定	備 考
令和 6 年 4月	開所記念行事	1日間開催
5月		
6月		
7月	野いちご夏祭り	3日間開催
8月		
9月	敬老会	2日間開催
10月	秋の味覚祭	2日間開催
11月		
12月	クリスマス忘年会	2日間開催
令和 7 年 1月	新年会	2日間開催
2月		
3月	お雛様バイキング	2日間開催
<p>・アクティビティ:常時 ・調理実習:随時 ・生活相談:常時</p> <p>・おやつ作り:随時 ・日常動作訓練:常時 ・外出行事:随時</p>		

業務日課表

時間	利用者	職員
8:20		業務開始 スタッフミーティング 迎え開始、受け入れ準備
10:00	デイサービスセンター到着 健康チェック、入浴 個別レク、小グループ活動、 談話・個別活動	お茶配り、生活指導・相談支援 健康チェック、入浴介助 個別レク、小グループ活動支援 交流支援
12:00	口腔体操 昼食 休憩	口腔体操支援 配膳、お茶配り、食事介助、下膳 休憩(2交代)
13:15	談話・個別活動 個別レク、小グループ活動	交流支援 個別レク、小グループ活動支援
13:45	歩行運動、軽体操 レクリエーション	身体機能維持支援 レクリエーション支援
14:45	おやつ	お茶配り、おやつ配り
15:00	帰宅準備	トイレ誘導、連絡事項伝達
15:15	デイサービスセンター出発	送り開始、ケア記録入力、清掃・消毒
16:30		スタッフミーティング
17:10		業務終了

居宅介護支援事業所事業計画

基本方針

ご利用者の意思と人格を尊重し、心身の状況やその置かれている環境等に応じ、ご利用者の選択に基づいた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう支援を行います。利用者の生活全般のニーズを把握し、適切なアセスメント・ケアマネジメントにもとづき、ご利用者・ご家族が必要としているサービス提供が実践されるよう専門的知識の向上を目指します。ご利用者の入退院時には、ご家族や医療機関と情報共有を図り退院後も、住み慣れた自宅で安心して生活が継続できるよう支援します。

【サービス提供内容について】

事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者等との綿密な連携を図ると共に、提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう、公平中立な業務を行います。要支援者については、地域包括支援センターとの連携と情報の共有を図りマネジメントを行います。利用対象者は町内に居住する日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）及びそのご家族また、軽度の介護が必要な要支援者及びそのご家族となります。

【各種サービスについて】

(1) 相談業務

事業所内に相談室を設け、ご利用者及びそのご家族に対して親切丁寧に対応します。事業所へ出向くことが出来ない方への対応は、電話や訪問等その方々の事情に配慮した相談業務を行います。

(2) 各種届出・申請の代行等

要支援・要介護認定等に係る各種届出・申請について、ご利用者及びそのご家族の意思を確認した上で必要な届出・申請の代行サービスを行います。

(3) 介護サービス計画書の作成

利用者の心身及び家族の状況、またその置かれている環境等を把握し、解決すべき課題を見出し自立支援に基づいた適切なサービスが継続的に提供できるよう居宅サービス計画を作成します。要支援者においても同様に、介護予防サービス・支援計画書を作成します。

(4) 居宅サービス事業者等との連絡調整

居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が適切に利用できるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていきます。要支援者においては、地域包括支援センターとの連絡調整を行っていきます。

(5) サービス担当者会議の開催

サービス計画に位置づけられた担当者が会議において居宅サービス計画原案について専門的な見地からの意見を求め、援助の方向性・目標・サービスの内容・役割分担等を確認し共有します。又、新たな課題が持ち上がった際には都度、サービス担当者会議を開催します。

(6) 利用者宅への訪問

モニタリング・利用票交付のため最低月1回の利用者宅訪問を行います。居宅サービス計画の見直しが必要な場合は、定期訪問(モニタリング)の際、同時にアセスメントを実施する。その他、必要時随時利用者宅訪問を行います。

(モニタリングの目的)

- ①居宅サービス計画の実施状況とその効果の確認。
- ②利用者状況及び家族状況の変化により、新たな課題が生じていないかを確認。
- ③居宅サービス計画の見直しの必要性を検討。

(7) その他

ご利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、必要と認められるサービスの提供を行います。ご利用者個々の変化する環境や身体機能の把握と、必要とするサービス調整に対応していきます。

【その他】

上記事業を円滑に進めるために、各種研修・講習会には積極的に参加し継続的なスキルアップを図るとともに、業務内容の充実、必要に応じ各居宅サービス事業所との情報共有・連携、ネットワークの拡大に努めていきます。